

泉大津市障がい児者等相談支援業務委託プロポーザル実施要領

1 事業概要と本業務の目的(泉大津市のめざすもの)

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号の規定に基づき、障がい児者等(障がい児、障がい者及び難病患者等をいう。以下同じ。)が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい児者等の福祉に関して障がい児者等、障がい児の保護者又は障がい児者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障がい児者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい児者等の権利の擁護のために必要な援助を行います。

この業務により、泉大津市第5次障がい者計画(令和5年3月策定)の実現に向け、障がい児者等と家族が地域で安心して暮らすことができる泉大津市となるために、基幹相談支援センター、障がい児者等相談(一般相談)事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所(以下「計画相談支援事業所」という。)の各事業所がそれぞれの役割を持ち、福祉サービス事業所を含めた各機関と面的に連携し、障がい児者等が必要なサービスを適切に受けることができるような地域をめざします。

そのため、泉大津市では、これまでの相談支援の在り方を見直し、これまで1か所であった委託障がい児者等相談(一般相談)支援事業者を2か所に拡充し、機能の大幅な強化を図ることとしました。支援が必要な市民が適切なサービスを受けられるような個別支援や、地域自立支援協議会の構築までを官民連携により行い、市とともに成長していける事業者を、業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して選定するため、公募型プロポーザル方式により募集します。

2 委託業務概要

- (1)業務名: 泉大津市障がい児者等相談支援業務
- (2)業務内容: 別紙「委託仕様書(案)」のとおり
- (3)契約期間: 令和9年4月1日(木)から令和12年3月31日(日)まで ※別途、引継期間として令和9年1月18日(月)から令和9年3月31日(水)までを設ける。
- (4)提案上限金額: 各年度10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※1か所当たりの金額。本プロポーザルにより2事業者を選定します。

3 参加資格(応募要件)

提案者は、次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 泉大津市において指定特定相談支援事業者の指定を受けている者又は令和9年4月1日までに当該指定を受ける予定の者であること。(令和9年4月1日までに指定を受ける予定の者にあつては、指定申請の状況その他市が求める書類を提出できる者であること。)
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止に関する要綱の対象となる措置要件に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 本案件募集の日から契約締結日までの間、「泉大津市暴力団排除条例」に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (6) 次のいずれかに該当する法人でないこと。
 - ① 旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者
 - ③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
 - ④ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされている者又は復権を得ない者
- (7) 国税及び地方税の未納がないこと。なお、提出書類として求める納税証明書の範囲は別に定める。

4 プロポーザル実施日程

プロポーザルは、次のとおり実施します。

項目	日程等
実施要領の公表	令和8年8月5日(水)
質問書(1回目)の提出	令和8年8月24日(月)から 令和8年8月27日(木)正午まで
質問書(1回目)への回答	令和8年9月11日(金)
参加表明書の提出期間	令和8年11月11日(水)から

	令和8年11月30日(月)正午まで
質問書(2回目)の提出期間	令和8年11月11日(水)から 令和8年11月17日(火)正午まで
質問書(2回目)への回答	令和8年11月24日(火)
企画提案書等の提出期間	令和8年12月4日(金)から 令和8年12月10日(木)正午まで(郵送の場 合は当日必着)
プレゼンテーション	令和8年12月23日(水)
審査結果の通知・結果公表	令和9年1月8日(金)

5 質問及び回答

(1)1回目質問書の提出及び回答

①提出期限 令和8年8月24日(月)から令和8年8月27日(木)正午まで

②回答日 令和8年9月11日(金)

(2)2回目質問書の提出及び回答

①提出期限 令和8年11月11日(水)から令和8年11月17日(火)正午まで

②回答日 令和8年11月24日(火)

(3)提出方法 質問書(様式第3号)に記載し、本要領「15 事務局」の電子メールアドレスに添付の上、送信してください。なお、電子メールの件名は、【泉大津市障がい児者等相談支援業務委託質問書-事業者名】と記載の上、送信してください。

(4)回答方法 質問に対する回答は、全ての回答をとりまとめた「質問回答書」を作成し、市ホームページにて公表します。

6 参加申し込み

本要領「3 参加資格」を満たし、参加を希望する場合は、下記の書類を提出願います。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんのでご留意願います。

(1)提出書類

①参加表明書(様式第1号)

②法人・事業所概要書(様式第2号)

③印鑑(登録)証明書

④履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

⑤納税証明書(国税、市町村税(本市が課税している者である場合)を滞納していない証明)

※④と⑤は、参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの。

(2)提出部数

各1部

(3)提出方法

持参又は郵送により提出してください。

提出後は、本要領「15 事務局」の電子メールアドレスに連絡用メールアドレス確認用のメールを送信ください。以後、泉大津市は届いたアドレスに通知等のメールを送信します。

(4)提出期限

令和8年11月11日(水)から令和8年11月30日(月)までです。土日及び(泉大津市の休日に関する条例(平成元年泉大津市条例第28号)第2条に規定する)市の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時45分から午後5時15分まで(ただし、令和8年11月30日は、正午)までです。(郵送の場合は当日必着。)

(5)提出先

本要領「15 事務局」

(6)提出書類作成の留意事項

①提出された参加表明に関する書類の修正又は変更は認めません。

②提出された参加表明に関する書類は返却しません。

(7)参加承認

参加承認の可否については、令和8年12月4日(金)までに、電子メールで通知します。

7 企画提案

(1)提出書類

(ア)企画提案書提出届(様式第4号)

(イ)業務実績書(様式第5号)

(ウ)企画提案書(任意様式)

(エ)見積書及び見積書内訳書(任意様式)

・様式は自由です。見積書については、令和9年度から令和11年度分に係る経費等の内訳を年度ごとに記載してください。金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格、並びに税込価格を記載してください。なお、賃金や物件費等の上昇を見込んだ場合であっても、各年度の見積金額(税込)は、本要領「2(4)提案上限金額」に示す年額(10,000,000円)を超えないこととし、いずれかの年度において上限金額を超えた場合は失格とします。(※3か年を通じて同額で見積もることも、年度ごとに異なる金額で見積もることも可能ですが、上限額は各年度適用されます。)

・(ウ)企画提案書の作成は、業務委託の基本的考え方や仕様書にある各業務を実現するための工夫等具体的方策、委託業務に発揮できる独自の強み等について、別紙1「障がい児者等相談支援事業業務委託事業者選定プロポーザル審査項目及び評価基

準と配点」を参考に、表の順番で作成してください。

(オ)相談員配置体制調書(様式第6号)

(2)審査項目

- ①これまでの活動実績と自己分析
- ②相談員配置体制 ※様式第6号にて審査します。
- ③障がい児者等相談支援事業所の運営体制
- ④泉大津市の障がい児者等福祉の状況や地域課題に係る認識及び障がい児者相談支援事業所の役割
- ⑤個別ケースへの対応について
- ⑥計画相談支援事業所との連携(バックアップ支援)
- ⑦アウトリーチ支援について
- ⑧相談員の能力向上の取組
- ⑨権利擁護のために必要な援助
- ⑩地域自立支援協議会の運営協力
- ⑪相談支援事業に係る周知
- ⑫個人情報保護管理の在り方
- ⑬その他市民サービス・地域づくり等向上の観点から特筆すべき追加の提案
- ⑭見積額の積算根拠の適切性
- ⑮見積額

(3)提出部数

- ・(ア)及び(オ)は1部提出してください。
- ・(イ)(ウ)(エ)は8部提出してください。
- ・(ウ)企画提案書、(エ)見積書及び見積書内訳書については、A4版・横書き、文字サイズは11.0ポイントとしてください。また、(イ)(ウ)(エ)には、会社名、ロゴマーク等、作成者がわかる表示を一切しないでください。

(4)提出方法

持参又は郵送にて提出してください。

(5)提出期限

令和8年12月4日(金)から令和8年12月10日(木)正午までです。土日及び休日を除く午前8時45分から午後5時15分(ただし、令和8年12月10日は、正午)までです。(郵送の場合は当日必着。)

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(6)提出先

本要領「15 事務局」

(7)提出書類作成の留意事項

- ①提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めません。

②提出された企画提案に関する書類は返却しません。

8 事業者の選定方法

(1)選定方法

- ・泉大津市障がい児者等相談支援業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次により決定します。
- ・審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を行い、別紙1で示す審査基準に基づいて評価し、最も高い評価を得た2者を契約の委託候補者とします。
- ・別紙1の①～⑭の点数合計(535点)の60%に満たない場合は失格とします。
- ・なお、企画提案者が2者以下の場合においても審査を行い、選定委員会の議決により委託候補者を決定します。
- ・同点の場合は、本要領「7(2) 審査項目」の②、⑥、⑩の点数の合計点数で順位を決定し、この合計点数でも同点であった場合は、選定委員会の議決により、順位を決定します。
- ・上位2位を委託候補者として決定します。
- ・審査の評価、採点に関する異議は受けません。

(2)プレゼンテーション等の時間、場所等の通知

①実施日時

令和8年12月23日(水)

集合時間は、プレゼンテーション等開催通知書で指定します。

②実施場所

泉大津市東雲町9番12号 泉大津市役所 202会議室

③実施時間

1企画提案者につき35分程度とし、概ねプレゼンテーションを25分以内、質疑応答を10分程度とします。

④プレゼンテーションの方法

会場に入室できるのは、4名以内とします。プレゼンテーション会場に入室する方は、事業者名(法人名)を表示した衣類やバッジ等、法人名を特定できるようなものを身に着けないでください。提案説明は、企画提案書をもとに企画提案書に沿って、わかりやすく簡潔に説明願います。また、パソコンやプロジェクター等機器を利用した説明は認めないものとします。なお、プレゼンテーションは非公開とします。

(3)審査の結果通知について

本プロポーザルの審査結果は、採否に関わらずプレゼンテーションを行った全事業者者に文書で通知します。ただし、選考結果に対する問合せは受け付けません。

(4)審査結果の公表について

上記の審査を経て、委託候補者として特定した者についての名称及び本プロポーザ

ルの審査における評価結果を、泉大津市ホームページで公開します。

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①本要領「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ②見積金額が本要領「2(4) 提案上限金額」を超えた場合
- ③提出書類等に虚偽の記載があり、選定委員会が失格と認めた場合
- ④審査の公平性を害する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- ⑤企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、選定委員会が失格と認めた場合
- ⑥企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

10 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

11 プロポーザルの中止等

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合、プロポーザル方式を中止又は中断することがあります。なお、この場合、当該プロポーザル方式に要した費用を泉大津市に請求することはできません。

12 契約について

(1)契約方法

- ①選定委員会で選定された上位2者が、泉大津市障がい児者等相談支援業務委託(随意契約)の委託候補者となります。
- ②業務委託契約の締結は、提出した見積額をもって委託候補者と交渉を行います。
- ③委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者と交渉します。

(2)契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質問回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

- (3)本件は、令和9年4月1日(木)から令和12年3月31日(日)までの36か月の長期契約とします。ただし、長期契約であるため、契約締結後の各年度において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合はこの契約をやむをえず変更又は解除する場合があります。

- (4)契約書の作成に要する経費は、契約事業者の負担とします。
- (5)契約保証金については、泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第114条の規定により契約金額(見積金額(月額)×12か月(消費税等込))の100分の10に相当する額とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。
- ①現金の納付
 - ②この契約による債務の不履行に生ずる損害をてん補する履行保証保険(定額填補特約付)契約の締結
- ただし、泉大津市財務規則第116条第3号に該当する場合は免除します。
- (6)委託料は、年4回に分け、四半期ごとに検査合格後の請求に基づき当該3か月分を適法な請求を受けた日から30日以内に支払います。

13 その他

参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を令和8年12月10日(木)までに、障がい福祉課へ提出してください。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

14 その他留意事項

- (1)企画提案書等の作成及び提出に伴う諸経費は提案者の負担とします。
- (2)企画提案書等の提出物は返却しません。不採用となった場合には、本市の責において全て処分するものとし、他の用途には使用しません。
- (3)本要領「2(3) 契約期間」のうち、引継期間にかかる費用は契約事業者の負担となります。

15 事務局

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市役所保険福祉部障がい福祉課

電話:0725-33-1131(内線 2125)

FAX:0725-33-7780

メール:syougai-fukushi@city.izumiotsu.osaka.jp

別紙1

①障がい児者等相談支援業務委託事業者選定プロポーザル審査項目及び評価基準と配点

	審査項目	評価の基準	審査項目別配点
①	これまでの活動実績と自己分析(障がい児者等相談(一般相談)支援事業に限定しません)	これまでの事業実績、事業所の強み、弱みや今後の課題等の認識し、説明がなされているか。	25
②	相談員配置体制 ※様式6「相談員配置体制調書」で審査します。	相談員配置体制および専門性	60
③	障がい児者等相談支援事業所の運営体制	時間外の対応や連絡についての考え方 法人としてのバックアップ体制、相談員配置計画・欠員が出た場合のバックアップ体制	50
④	泉大津市の障がい児者等福祉の状況や地域課題に係る認識及び障がい児者相談支援事業所の役割	泉大津市障がい者計画及び市内状況、地域課題についての認識 障がい児者相談支援事業所の役割について具体的にわかりやすく説明ができるか。	50
⑤	個別ケースへの対応について	個別の相談の受付から対応にいたるまでその方針が具体的かつ明確に示されているか。 地域福祉、保健、医療、教育等のコーディネータ等との連携についてどのような認識があるか。	50
⑥	計画相談支援事業所との連携(バックアップ支援)	計画相談支援事業所との連携についての考え方、方針が具体的に示されているか。 困難事例への対応についての考え方が明確に示されているか。 計画相談支援事業所へのバックアップについての考え方が具体的に示されているか。	75
⑦	アウトリーチ支援について	福祉サービスにつながない障がい児者等への支援について、その方針、方法等について具体的に提案されているか。	25
⑧	相談員の能力向上の取組	相談支援の資質向上の重要性を理解しているとともに、その方針、計画、内容等について考えられているか。	25
⑨	権利擁護のために必要な援助	虐待、差別等権利擁護のために必要な援助、苦情等の対応についてわかりやすく具体的に提案されているか。	25
⑩	地域自立支援協議会の運営協力	自立支援協議会の目的や取組内容を理解しているか。また、目的等を達成するため、協議会運営へどのように関わり、役割を担うことができるのかについて、具体的に提案されているか。	50
⑪	相談支援事業に係る周知	周知の方法について方針が具体的に示されているか。	25
⑫	個人情報保護管理の在り方	個人情報保護について適切な取り扱いができるか	25
⑬	その他市民サービス・地域づくり等向上の観点から特筆すべき追加の提案	事業所の強みを生かして特別な提案があるか	25
⑭	見積額の積算根拠の適切性	委託業務遂行に見合う予算根拠となっているか。	25
		小計	535
⑮	見積額	(10,000,000円-3か年度の平均見積額(税込み))/100,000 ※小数点以下切捨て。上限点数20点	20
総得点			555

②相談員配置体制評価基準

※様式6「相談員配置体制調書」で審査します。

相談員の体制の配点 (2人以上の場合は、「常勤換算の人数」が最も大きい職員2名を記入)		配点	点数
常勤・専従	20点×人	0～40	
常勤・兼務	10点×人	0～20	
非常勤・専従	10点×人	0～20	
非常勤・兼務	5点×人	0～10	

専門職(※)等配置の配点 (2人以上の場合は、「常勤換算の人数」が最も大きい職員2名を記入)		配点	点数
①専門職等配置	5点×人	0～10	
②主任相談支援専門員	5点×人	0～10	

※①と②は同一の相談員である場合でも、重複して合計する。

相談員の体制の点数		+	専門職配置の点数		=	点数
-----------	--	---	----------	--	---	----

(※) 専門職等

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士、精神保健福祉士